

農薬販売届に関する Q&A



Q1 富山県内で農薬販売を始めますが、どのような手続きが必要ですか？

A1 県内で初めて出店するのであれば、農薬販売届と添付書類として事業内容、販売所所在地略図、登記事項証明書等を販売開始の日までに提出する必要があります。複数店舗で農薬販売を開始する際は、一括で申請することも可能です。その際には上記に加えて販売店舗の一覧表の添付が必要です。

Q2 農薬販売届の様式はどこで入手できますか？

A2 県のホームページ「農薬販売の届出について」から様式をダウンロードできます。記入例等をご参考に必要事項を記載して下さい。

Q3 農薬販売届は、何年間有効なのですか？

A3 農薬販売届に関しては有効期限がありません(毒物・劇物に指定されている農薬の販売登録は除きます)。ただし、届出内容に変更が生じた場合には「変更届」の提出が必要です。

Q4 富山県内に農薬販売店舗を増設しますが、どのような手続きが必要ですか？

A4 県内で農薬販売を行っている届出者が店舗を増設する場合、変更届(増設)の取り扱いで提出が可能です。変更届と添付書類として販売所所在地略図、販売店舗の一覧表(増設した店舗の備考欄に増設と記入)を、増設の日から2週間以内に提出してください。

Q5 富山県外に販売店舗を増設する場合、富山県への届出は必要ですか？

A5 富山県への届出は必要ありません。県外へ販売所を増設する場合は、増設する販売店舗の所在する都道府県知事への届出が必要ですので、該当の都道府県に確認願います。

Q6 富山県内の販売店舗を一部閉鎖しますが、どのような手続きが必要ですか？

A6 県内に複数販売店舗のある届出者が一括申請されている場合、変更届(販売所の一部閉鎖)の取り扱いとなります。従って、変更届と添付書類として販売店舗の一覧表(閉鎖した店舗の備考欄に閉鎖と記入)を、閉鎖の日から2週間以内に提出してください。

Q7 富山県内の販売店舗を全て閉鎖しますが、どのような手続きが必要ですか？

A7 県内に複数の販売店舗の届出をしている者が、全ての販売店舗を廃止する場合は、廃止の日から2週間以内に廃止届を提出してください。

Q8 届出内容に変更がありました。どのような手続きが必要でしょうか？

A8 変更が生じた日から2週間以内に、変更届と変更事項が確認できる書類を提出してください。

Q9 販売届、変更届、廃止届等届出書の提出を失念していました。どのような手続きが必要ですか。

A9 提出書類の作成前に、県農業技術課に連絡の上、その指示に従ってください。届出書と必要書類の他に、届出が遅れた理由や今後農薬取締法を遵守することを誓約する旨等を記した「遅延理由書」を添付していただく場合があります。

Q10 添付書類として「登記事項証明書」を提出したいのですが、交付を受けるまでに日数を要し、期限内に提出できない場合は、どうしたらよいですか。

A10 届出書は期限内に提出し、「登記事項証明書」は交付を受け次第提出してください。その場合、届出書の副本(受領通知書)の返送は、登記事項証明書による届出内容確認後となりますので、ご承知願います。

Q11 会社が合併して新会社になった場合、届出はどうしたらよいのでしょうか？

A11 現在届出されている会社と、新しい会社が登記上どのようになっているかで判断します。社名変更や代表者の変更であれば、変更届とそれらを確認できる登記事項証明書等の書類を提出してください。また、別法人としてと登記される場合は、旧会社の廃止届と新会社の新規の販売届が必要です。

Q12 個人経営から法人経営に変更したときは、どのような届出をしたらよいのでしょうか？

A12 個人名での廃止届と法人名での新規の販売届が必要です。法人経営から個人経営に変わったときも同様に、法人名での廃止届と個人名での新規の販売届が必要になります。

Q13 個人商店の代表者が変わったときは、どのような届出をしたらよいのでしょうか？

A13 前代表者名での廃止届と新代表者名での新規の販売届が必要です。

Q14 富山県外の販売者ですが、県内に販売店舗を置かずに農薬を販売します。富山県への届出は必要でしょうか？

A14 届出は販売店舗の所在地を管轄する都道府県に提出することになっています。県内に販売店舗を設置しないのであれば、富山県への届出は必要ありません。

Q15 水質汚濁性農薬とはなんですか？

A15 農薬取締法施行令第2条で指定されている、シマジン(CAT)を有効成分とする除草に用いられる薬剤です。

Q16 農薬販売を開始するにあたって、販売店舗に農薬管理指導士を設置しなければならないのでしょうか？

A16 設置の義務はありませんが、農薬の適正な販売を推進するため、農薬管理指導士の認定取得を推奨しています。
農薬管理指導士の認定試験の実施等につきましては、県農業技術課にお問い合わせください。

Q17 農薬販売届を販売店舗内に掲示する必要がありますか？

A17 掲示の義務はありませんが、届出していることを証明する書類ですので、紛失しないためにも「大切に保管」または「店内に掲示」されることをおすすめします。また、県の立入検査時には提示できるようにして下さい。なお、販売届や変更届は、県に提出された2部のうち、受領印を押印後、1部は副本として届出者にお返ししますので、大切に保管してください。

Q18 県内に複数の販売店舗がある場合、変更届を出すたびに、各店舗で副本の最新版コピーを保管しなければならないのですか。

A18 次の①～③のとおり、本社及び販売店舗で副本のコピーを保管してください。

- ①県内で始めて出店したときの販売届、社名の変更・・・本社及び全ての販売店舗
- ②個々の販売店舗に関する変更届(店舗名や住所の変更など)・・・本社及び該当する販売店舗
- ③その他の変更届(一部閉鎖を含む)・・・本社

